

新下水道ビジョン加速戦略検討会の公開について

- 検討会は原則として冒頭のみ公開とし、審議は非公開とする。ただし、審議の必要上、座長が必要と認める者については、審議への出席又は傍聴を行うことができる。
- 検討会の資料は原則として公表とする。ただし座長が特に必要と認める場合は、その一部または全部を非公表とすることができる。
- 検討会の議事概要は出席者の確認を取った上で公表する。
- 検討会資料及び議事概要については、検討会后、国土交通省のホームページに公表する。